

申請から利用日までの流れ

申請書の提出

所定の利用許可申請書に、利用者・利用日・利用目的などを明記してご提出ください。

(申請は1年前から可能です)



申請書の審査

申請書の内容に基づき施設利用について審査いたします。

(ご提出日より1週間から10日間かかります)



利用不可



大変申し訳ございません。
今回の施設ご利用は、ご遠慮ください。

電話



施設の空き状況のご確認等にはご対応できますが、**お電話での申請はお受けできません。**

施設利用料のお支払い



施設利用料のご請求書をお送りいたしますので、期日までにお支払いください。

*施設設備の利用料は、当日のご清算となります。

後納および減免

後納および減免を希望し要件を満たす申請者の方には、申請書をお送りいたしますので、期日までにご提出ください。

*対象者
後納 / 公共団体
減免 / 保育園・幼稚園～高等学校

キャンセル

納付された利用料金は原則として返還できませんが、利用しようとする日の30日前までに申出があった場合は、納付金額の5割を返還いたします。

利用許可書

施設利用料のお支払い、および後納・減免申請書の内容を確認後、利用許可書をお渡しします。

ご利用当日に許可書をご提示していただきますので、紛失等されぬように保管をお願いします。

(確認後10日間以内に利用許可書をお渡しいたします)



打合せ

催し物を円滑に進行させるため、利用日の1ヶ月前までに舞台・設備・進行・警備等の打合せをお願いします。

(その他、要望がある場合も1ヶ月前までにご相談ください)



ご利用当日

追加施設の利用料および施設設備利用料のご清算



例) 10月23日をご利用する場合

ホール

1年前の10月1日から申請が可能

(ホールと共に利用する施設を含む)

申請書提出

審査

施設利用料のお支払い

利用許可書の発行

キャンセル

打合せ

利用当日

設備利用料の清算

練習室

3ヶ月前の7月1日から申請が可能

ホール舞台練習

30日前の9月23日から申請が可能